

B0I (タイ国投資委員会) 新投資奨励政策の概要 (2015年～) ③



前回に引き続き、2015年1月に適用が開始された B0I (タイ国投資委員会) の新投資奨励政策の概要について報告します。

以下のように業種により恩典をより詳しく細分化し、今回は、グループ A の<1>及び<2>について業種例を含めて紹介します。

グループA <1>

タイ国の競争力を向上させる研究開発やデザインに重点を置いたナレッジベースの事業

<主な恩典>

- ・ 8年間の法人所得税の免除 (上限なし)
- ・ 機械、原材料の輸入税免除
- ・ 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料及び必要資材の輸入関税を1年間免除

業種例：(3.9) 創造的製品デザインと開発センター

1. 条件として、下記の要素が必要であること。

- ・ デザイン用情報システムであること。
- ・ コンセプトデザインと創造システムであること。
- ・ 従業員は少なくとも70%以上がタイ人であること。
- ・ 商品の創造的製品デザイン開発担当者の給与が最低年間150万バーツ以上であること。

2. 下記のシステムの中で一つを含む必要があること。

- ・エンジニアリングデザインシステム
- ・プロトタイプデザイン創造とパフォーマンステストシステム
- ・プロトタイプ標準テストシステムとユーザー検収テストシステム

業種例：(5.6) 電子設計

5.6.1 マイクロエレクトロニクスの設計

5.6.2 組み込みシステム設計

1. 条件として、下記の要素が必要であること。

- ・開発担当者の給与が最低年間150万バーツ以上であること。
- ・商業的目的のサービス提供や製品販売収入は、奨励事業収益とすること。

※委員会が奨励した科学技術区内に位置する場合、法人税免税期間終了後、さらに5年間法人税を50%減免になる。

グループA <2>

タイ国の発展に貢献するインフラ事業、付加価値のある高度技術の事業

<主な恩典>

- ・8年間の法人所得税の免除（投資金額の100%（運転資金、土地代除く）を上限）
- ・機械、原材料の輸入税免除
- ・輸出向けの生産品に限り、必要な原材料及び必要資材の輸入関税を1年間免除

業種例：(1.18) メディカルフードまたは栄養補助食品の製造

1. 条件として、下記の要素が必要であること。

・メディカルフード製造には、<メディカルフード>、栄養補助食品製造には、<栄養補助食品>として食品・薬品委員会事務局へ登録または国際標準の他機関へ登録をすること。

業種例：(6.2) 環境にやさしい化学品やポリマー製品の製造

1. 条件として、下記の要素が必要であること。

・環境影響のより少ない科学物質やポリマー製品でなければならない。これらの製品は、再生可能な資源を原材料とし、製造工程で緑科学物質を使用することで、有害物質を発生しない製品とするとともに、それを証明すること。

今回は、グループAの<3>、<4>を紹介します。

【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク ([株式会社アークビジネスサーチ](#)内) >>

【所在地】：東京都千代田区神田小川町 1-11-8 大竹ビル7階

【担当者】：志賀 敦（しが あつし）

<<タイ/バンコク現地デスク ([ARK ENTERPRISE CO., LTD.](#)内) >>

【所在地】：138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm. A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak
Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】：福田 淳（ふくだ じゅん）

※「岡山県タイビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のタイでの事業展開を支援しています（岡山県からの委託業務）。ご利用にあたっては、[「岡山県タイビジネスサポートデスク」利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のタイでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。